

公 告

佐賀県環境センターアスベスト除去工事について、条件付一般競争入札（事前審査型）を行いますので、入札参加申請の受付の期間及び方法を次のとおり公告します。

令和7年7月2日

佐賀県環境センター所長 江口 充宏

1 工事の概要

- (1) 工事名 : 佐賀県環境センターアスベスト除去工事
- (2) 工事場所 : 佐賀市
- (3) 工事内容 : 吹付けアスベスト除去及び復旧工事
- (4) 予定工期 : 余裕期間制度対象案件（発注者指定方式）
 工事の始期 : 令和7年8月19日（実工期 : 105日）
- (5) 予定価格 : 事後公表

2 入札参加資格等に関する事項（入札に参加するものは、以下の要件を満たす必要があります。）

- (1) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第2条第2項の規定により解体工事の決定を受けていること。
- (2) 佐賀県内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する本店を有する建設業者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 入札参加資格確認申請書提出期限日から開札の日までの間に、当該入札に係る建設工事の種類に対応する経営事項審査の有効期間が満了するものでないこと。
- (5) 「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」による指名停止を、本工事の入札参加資格確認申請書提出期限日から開札の日までの間受けていない者であること。
- (6) 本工事の入札参加資格確認申請書提出期限日の6か月前から開札の日までの間に、金融機関等において、不渡り手形等を出していない者であること。
- (7) 本工事の開札の日までに、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きの申立がなされた者でないこと。ただし、更生又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格審査申請書を再度提出し、公告に掲載している入札参加資格の決定を受けた者を除く。
- (8) 本工事の他の入札参加申請者と資本又は人事面において強い関連がある者でないこと。

「資本又は人事面において強い関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第4条第2項及び第4項に該当する者（会社）。

イ 一方の会社の役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他の会社の役員を現に兼ねている会社。

ウ 一方の会社の役員の配偶者及び親子関係にある者が、現に他の会社の役員の職にある会社。

(9) 国内における吹付けアスベストの除去工事について、平成22年4月1日から当該案件の公告日までに完了した実績を有すること。（元請け、下請けの別は問わない。特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は出資比率20%以上のものに限る。）

(10) 上記(9)に掲げる工事の施工経験を有する主任（監理）技術者を当該工事に配置できること。（請負金額4,500万円以上の場合は専任とすること。）

(11) 佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）第2条第4号に規定する暴力団等でないこと。

「佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）第2条第4号に規定する暴力団等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

ク 役員等（法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあっては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人（営業を営む者に限る。以下同じ。）にあっては当該個人以外のもので営業所を代表するものをいう。）にイからキまでに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人

ケ イからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

3 入札参加資格確認申請書及び提出資料

(1) 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

(2) 同種工事の施工実績調書（様式第6号）及び事実を証する書類

※作成にあたっては、本告示及び「同種工事の施工実績調書の作成要領」を参照してください。

(3) 配置予定技術者調書（様式第7号）及び経験を証する書類

※作成にあたっては、本告示及び「配置予定技術者調書の作成要領」を参照してください。

- (4) 総合評定値結果通知書の写し（令和6年4月1日から令和7年3月31日）までの間に審査基準があるもの）

4 入札参加資格確認申請書及び提出資料の受付期間及び提出先

(1) 受付期間

令和7年7月3日（木）から令和7年7月10日（木）まで（県の休日を除く。）の9時から17時まで（最終日にあつては9時から16時まで必着）とする。

- (2) 提出方法：郵送（配達記録付き）による提出。持参での受付は行いません。

公告の10（提出資料の送付方法等）を確認のうえ下記（3）あてへ送付してください。

(3) 提出先

〒849-0932 佐賀市鍋島町八戸溝119-1
佐賀県環境センター

5 問い合わせ先等

(1) 公告に関する質問期限

令和7年7月18日（金）15時までに電子メール又はFAXで下記（3）へ送付してください。

※電話で電子メール又はFAXの到着確認をお願いします。

(2) 質問に対する回答期限

令和7年7月22日（火）17時までに佐賀県ホームページに掲載します。

(3) 問い合わせ先

佐賀県環境センター
〒849-0932 佐賀市鍋島町八戸溝119-1
電子メール：kankyousenta@pref.saga.lg.jp
TEL：0952-30-1616 FAX：0952-32-5940

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札書提出期間：令和7年7月22日（火）から令和7年7月25日（金）15時まで必着

- (2) 入札方法：郵送（配達記録付き）による提出。持参の場合は無効となります。

入札心得の1「入札方法等」－（3）を確認のうえ、公告の4－（3）あてへ送付してください。

- (3) 開札日時：令和7年7月25日（金）15時30分

- (4) 開札場所：佐賀県環境センター

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号の規定により免除します。

(2) 契約保証金

納付してください。ただし、佐賀県財務規則第116条の規定に基づく担保を供することによって契約保証金の納付に代えることができます。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除します。

なお、契約保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とします。ただし、佐賀県財務規則第115条第3項第1号若しくは第2号に該当する場合又は請負金額が500万円未満の場合は、免除します。

8 配置予定の主任（監理）技術者に係る資格及び専任性等について

(1) 配置予定の主任（監理）技術者の資格について

建設業法第26条の規定により本工事の発注工種に適合した同法第7条に規定された資格を有する主任技術者又は監理技術者を設置しなければなりません。

(2) 専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事について

主任技術者については、建設業法施行令の定めるところにより、工事一件の請負代金の額（消費税込）が4,500万円以上については専任での配置が義務付けられています。さらに、下請負の総額が5,000万円以上の場合は、建設業法第3条の規定により会社として特定建設業の許可を有しているとともに、専任の主任技術者については監理技術者の配置が義務付けられます。

本工事に専任で技術者を配置しようとする場合は、契約日前日まで（遅くとも現場に着手するまで）に他工事の専任を外すことが確実であれば、本工事に配置予定の主任（監理）技術者として申請できるものとします。ただし、「配置予定技術者調書（様式第7号）」の空欄に専任できる予定日を必ず記載してください。また、不慮の事故等により専任を外すことができなかつた場合は申請の取下げを行ってください。

なお、落札決定後に専任の配置予定の主任（監理）技術者として申請していた者を配置できない状況となった場合は、特別の事情がある場合を除き指名停止措置、契約の解除等を行います。

(3) 配置予定技術者調書提出時に技術者が特定できない場合の取り扱いについて

配置予定技術者調書提出時に技術者が特定できない場合は、複数の候補者を申請することができます。この場合においては複数の候補者の中から1名を契約日の前日までに必ず特定し、配置しなければなりません。

9 入札参加資格に係る同種工事の実績（会社及び配置予定技術者）について

(1) 「同種工事」とは、国内における吹付けアスベストの除去工事であつて、平成22年4月1日から本公告の日までに完了したもの（元請け、下請けの別は問いません。）をいいます。

(2) 特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上の実績に限ります。

(3) 配置予定技術者の施工経験の取り扱いについて

主任（又は監理）技術者の施工経験については、同種工事において、監理技術者、主任技術者、現場代理人又は担当技術者として従事した期間が工期の2分の1を上回る場合に施工経験として認めます。ただし、現場代理人の施工経験については、国家資格（建設業法第7条第2号ハに該当する技術・技能検定等）を有して配置された工事に限ります。

1.0 提出資料の送付方法等

提出資料については、公告の4-（1）受付期間までに、配達日（到着日）を指定でき、かつ簡易書留等の配達記録が残る方法で、公告の4-（3）あてへ送付してください。封筒には、「工事名」及び「入札参加資格確認申請書在中」と朱書きしてください。また、持参での受付は行いません。

なお、提出資料に不備があった場合、受付締切日時までに到達しなかった場合は、資格審査の際「入札参加資格無し」となるので注意してください。

1.1 入札参加資格の確認について

提出資料の締切後に実施する資格審査により入札参加資格を確認し、令和7年7月17日（木）までに文書で通知します。

よって、本工事の入札に参加できる者は、入札参加資格の確認通知（資格有）の確認通知を受けた者に限ります。

入札参加資格がないと認めた理由に不服がある場合は、当該理由について説明を求めることができます。なお、説明を求める場合は、令和7年7月24日（木）までにその旨を記載した書面を公告の4-（3）あてに書面で提出してください。

1.2 落札者の決定方法等

(1) 予定価格の制限の範囲内の価格で「佐賀県建設工事最低制限価格制度事務処理要領」の規定による最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより落札者を定めます。

1.3 「工事費内訳書」及び「現場代理人等配置予定事前届出書」について

(1) 「工事費内訳書」及び「現場代理人等配置予定事前届出書」は、公告の6-（1）入札書提出期間に、入札書と併せて、簡易書留等の配達記録が残る方法で公告の4-（3）あて提出してください。

(2) 「工事費内訳書」及び「現場代理人等配置予定事前届出書」は、公告に添付された様式を使用し、書式（ファイル形式を含む。）の変更等を行わないでください。

(3) 「現場代理人等配置予定事前届出書」について、現場代理人の設置に当たっては、「佐賀県発注工事における現場代理人の取扱い」を確認のうえ届出をしてください。ただし、公告の8-（2）の専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工

事に該当しない場合は、「現場代理人等配置予定事前届出書」の提出は必要ありません。

- (4) 「工事費内訳書」について、入札心得2の「工事費内訳書及び技術者配置予定事前届出書」及び6の「無効の入札」を確認のうえ提出してください。

1.4 その他

- (1) 入札金額を見積もった結果、入札を辞退することとした場合は、辞退届を公告の4- (3) あてへ郵送してください。なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加に不利益な扱いを受けることはありません。
- (2) 入札に際しては、分別解体等の方法、解体工事に要する費用等について設計図書等に記載された処理方法等により積算したうえで入札してください。
- (3) 前金払 有 (契約金額の40%以内)
- (4) 中間前金払 有 (契約金額の20%以内)
- (5) 部分払 有
- (6) 最低制限価格 有 (佐賀県建設工事最低制限価格制度事務処理要領4- (2) -①により算出している。)
- (7) 本公告の記載内容に係る疑義(設計内容に係る疑義を含む。)については、公告の5- (3) へ問い合わせてください。また、落札決定後(中止した場合を含む。)の設計内容等に係る疑義についての問い合わせ先は公告の5- (3) とします。
- なお、入札心得1.3「異議の申立」には、「入札をした者は、入札後、この心得及び仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。」と定められています。そのため、仕様書等について不明があった場合は、公告の5- (1) 公告に関する質問期限までに質問を必ず電子メール又はFAXで提出してください。
- (8) 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を取り止めることがあります。
- なお、落札決定後においても、公正な入札が確保されなかったと認められるときは、落札決定を取り消すことがあります。
- (9) 入札心得(紙入札用)については、佐賀県庁ホームページ > しごと・産業 > 入札・補助金・公募事業 > 入札 > 建設工事関連 入札制度等 > 入札契約制度 > 佐賀県建設工事等入札心得(令和5年1月1日一部改正)に掲載していますので、必ず確認してください。